

足立区地域自立支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、地域における障がい福祉に関する関係機関による連携及び支援の体制の整備に関する協議を行うための会議体として、足立区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 各関係機関が行う相談支援事業の連携及び調整
- (2) 困難事例への対応方法に関する連携及び調整
- (3) 地域の機関との連携及び調整
- (4) 権利擁護に関する連携及び調整
- (5) 法第88条に規定する市町村障害福祉計画についての意見
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第9項に規定する市町村障害児福祉計画についての意見
- (7) その他必要な事項

(協議会委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者又は組織に所属する者のうちから足立区長（以下「区長」という。）が委嘱し、又は任命する委員88人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 障がい福祉に関するサービスを利用する者 8人以内
- (3) 保健医療に関する機関 9人以内
- (4) 保育・教育に関する機関 15人以内
- (5) 相談支援に係る事業所 6人以内
- (6) 障がい福祉サービスに係る事業所 20人以内
- (7) 就労支援に関する機関 3人以内
- (8) 民生児童委員 4人以内
- (9) 警察法（昭和29年法律第162号）に規定する機関 4人以内
- (10) 前号に規定する機関以外の権利擁護に関する機関 1人以内
- (11) 社会福祉協議会職員 4人以内
- (12) 足立区職員 9人以内

2 協議会に会長を置き、委員の中から区長の選出によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。

4 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第4条 区長は、協議会に関し必要と認めるときは、委員以外の者（以下「関係者」という。）を出席させ、意見を聴くことができる。

(報告書の作成)

第5条 会長は、協議会の議事を報告書にまとめ、協議会の事務局を所管する部長へ提出するものとする。

(会議の開催)

第6条 協議会の会議は、本会議及び専門部会（以下「部会」という。）とする。

2 本会議は年2回程度、部会は年3回程度開催するものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、本会議については会長が、部会については会長若しくは部会長が公開することが適当でないと認めたとき又は第10条の規定により当該会議を書面若しくはオンライン等の方法により開催するときは、この限りでない。

(専門部会)

第8条 部会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) こども部会
- (2) くらし部会
- (3) はたらく部会
- (4) 相談支援部会
- (5) 精神医療部会
- (6) 権利擁護部会

2 部会において調査検討を行う事項は、本会議において定めるものとする。

3 部会の設置及び廃止は、本会議において決定するものとする。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、会長が委員の中から指名する。

6 部会は、調査検討を行った結果を本会議へ報告する。

7 部会の運営事項は別に定め、本会議において承認を得るものとする。

(謝礼)

第9条 区長は、委員又は第4条の関係者が協議会の会議に出席したときは、当該委員又は関係者に対し、謝礼として、別表に定める金額を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関に所属する者には謝礼を支給しないものとする。

(書面開催等)

第10条 協議会の会議は、本会議にあつては会長が、部会にあつては部会長がその運営に支障がないと認める範囲内において、書面又はオンライン等の方法により開催するこ

とができるものとする。

- 2 区長は、前条の謝礼について、前項の規定により書面又はオンライン等の方法によって会議を開催する場合であっても支給することができる。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を確認しなければならない。

(1) 書面の方法による会議 書面により意見等の提出を受ける等会議の出席に相当する職務を行ったと認められること。

(2) オンライン等の方法による会議 W e b 会議サービス等への参加が確認できること。

(守秘義務)

第 1 1 条 協議会の会議に出席した者は、正当な理由なくその職務に関して知り得た秘密、個人に関する情報等を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 1 2 条 協議会の事務局を障がい援護課に置き、障がい福祉課、障がい援護課、障がい福祉センター及び中央本町地域・保健総合支援課の職員で構成する。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

付 則 (2 0 足福セ発第 7 4 8 号 福祉部長決定)

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則 (2 0 足福セ発第 2 1 4 9 号 福祉部長決定)

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (2 3 足福セ発第 2 2 5 2 号 福祉部長決定)

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (2 4 足福セ発第 2 2 2 1 号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日 福祉部長決定)

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (2 5 足福セ発第 2 1 8 7 号 平成 2 6 年 2 月 2 8 日 福祉部長決定)

この要綱は、平成 2 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 (2 7 足福セ発第 6 1 0 号 平成 2 7 年 6 月 1 7 日 福祉部長決定)

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (2 8 足福セ発第 7 9 5 号平成 2 8 年 7 月 1 5 日 福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成 2 8 年 7 月 1 日から適用する。

付 則 (2 9 足福セ発第 2 6 9 6 号平成 3 0 年 3 月 1 日 福祉部長決定)

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (2 足福セ発第 1 3 5 8 号令和 2 年 1 0 月 1 5 日 福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、令和 2 年 9 月 8 日から適用する。

付 則 (4 足福セ発第 2 5 4 8 号 令和 5 年 3 月 1 0 日 福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（５足福セ発第２９７１号 令和６年３月２５日 福祉部長決定）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第9条関係）

地域自立支援協議会謝礼

区分	基 準	金 額（1回あたり）
A	学識経験者の委員	18,000円
B	学識経験者以外の委員	7,000円
C	関係者	1,500円

- ※ 打合せは時間を含めない。
- ※ 会長の謝礼の額は、2,000円を加算した額とする。
- ※ 部会長の謝礼の額は、1,000円を加算した額とする。